

深圳市大湾区個人所得税優遇政策——国際的に優秀な人材の誘致を支援

概要:

• 深圳市科技革新委員会、深圳市財政局、国家税務総局、深圳市税務局が2020年7月2日付けで共同して公布した通達、及び深圳市人的資源と社会保障局、深圳市科技革新委員会、深圳市財政局が公布した申告ガイドラインは、深圳市の実状を踏まえて、2019年31号通達における粤港澳大湾区(グレーターベイエリア)個人所得税に係る優遇補助金政策を具体化し、人材の認定基準を確定し、人材認定の具体的な条件、申請の手順、資料及び期限を明確にした。

背景



深圳市人的資源・社会保障局、深圳市科技革新委員会、深圳市財政局、国家税務総局、深圳市税務局は、共同して2020年7月2日付けで「粤港澳大湾区個人所得税に係る優遇政策の実施に関する通達」(以下「通達」)を公布した。

深圳市人的資源・社会保障局、深圳市科技革新委員会、深圳市財政局は、「『深圳市の国外ハイエンド人材及び不足人材の2019年の課税対象期間における個人所得税に係る財政補助金申告ガイドライン』の公布に関する通達」(以下「申告ガイドライン」)を公布し、通達の実施に向けて具体的なガイドラインを定めた。

通達は2020年7月10日より施行され、2019年の課税対象期間における国外ハイエンド人材及び不足人材の認定、個人所得税に係る財政補助金の申請・審査・支給は申告ガイドラインに従い実施される。2019年1月1日より、通達の規定に合致する申告者は、関連規定に従い補助金を申請することができる。

KPMGの所見



粤港澳大湾区の他の8都市と比較すると、通達及び申告ガイドラインで言及された補助金の算定方法は、より柔軟性に富み、税負担を大幅に軽減できる。人材認定の条件と納税要件が、より具体化され、申請企業及び申請者の誠実さがより問われるものとなっている。深圳市の大湾区個人所得税補助金政策において既に具体的な規定があるものの、実務ではさらに明確化する必要のある事項に直面する可能性がある。企業と個人にとって、特に注目すべきものは下記のとおりである。

人材認定条件と納 税要件

- ❖ 中国国民が留学又は 公務のために海外で滞 在する期間は、華僑と 見なされない。
- ❖ 帰国留学生について、 海外で語学留学する 学生、留学期間中に 帰省する学生、海外企 業及び事業経営部門 で研修・勤務する人員 を除外する。
- ❖ 深圳市で勤務する外 国籍個人の年間課税 所得額は50万人民元 以上でなければならない。

誠実承諾

- ❖ 申請企業及び申請者 は書面による承諾書を 提出する。
- ❖ 申請企業及び申請者 は記入する情報、提出 書類の真実性に対して 責任を負う。
- ❖ 虚偽申告などの不正行 為に対する処罰措置を 明確にした。申告資格 を剥奪される他、取得 済の補助金及び利息を 返却しなければならな い。犯罪行為に関与し た場合、司法機関に移 管し、法に従い処罰さ れる。

明確化する必要のあ る事項

- ◆ 香港累進課税制度の 計算方法は?控除額の 計算方法は?算定税 額の正確性を確認する 方法は?関連検証報 告書を提出する必要 は?
- ❖ 深圳市における累計勤務日数が90日以上であることを如何に証明できるか?すなわち、1日の定義とは?
- ❖ 申請者である外国籍個人が申請時点で、既に 離職もしくは出国した場合、企業は代わりに申 請できるか?

補助金の算定方法

KPMGは、年収72万人民元、96万人民元及び120万人民元を例に、それぞれ標準税率及び累進税率を適用して、享受できる大湾区の個人所得税補助金の金額を下表に表示した。

年間賃金所得	補助金享受前の中国個 人所得税	中国個人所得税補助金 (標準税率)	中国個人所得税補助金 (累進税率)
720,000	145,080	46,080	59,618
960,000	229,080	94,080	102,818
1,200,000	331,080	160,080	164,018

注記:

- 1.中国における賃金所得の実効税率の算定は、所得税法上の居住者を基準に、6万人民元の基礎控除額以外のその他の控除可能な項目を考慮していない。
- 2.香港の個人所得税率は2020/21年の独身納税者の税率表を基準に、個人の基本的な免税額のみを考慮し、関連 する免税額、控除額及び減税額を考慮していない。
- 3.個人が自ら個人所得税を負担する前提として、算定時に採用する為替レートは1人民元 = 1.0948香港ドルである。

申告及び審査プロセス

2020.8.1-2020.8.31

1.個人申請

書面承諾書の提出

2020.8.31までに

2.企業審查

書面による説明を提出し、 申請未提出の場合は翌年 度に再申告することを承諾 する

申請受付後5営業日以内

3.窓口受付

書類に不備がある場合、 30日以内に補完しなけれ ばならない

受付後120日以内

4.資質審查

状況が複雑であるため審 査期間を延長する必要 のある場合、審査延長期 限は≤30日である

入金後30日以内 6.補助金支給

受理機関は補助金計算ルールに 従い、補助金額を算定し、最終 支給リストと支給金額を作成する

5.補助金算定



財政国庫一括支払システムから個 人の銀行口座に直接振り込まれる

受理機関は60日以内で計算を完 了し、差額がある場合、再支給また は返却を行う

7.異議対処

KPMGのご提案

上記通達及び申告ガイドラインに基づき、KPMGは、各企業及び個人が下記行動を取られるようご提案します。

- 通達及び申告ガイドラインの要件に従い、企業は事前に社内ポリシーを整理し、個人が関連申請条件に合致するどうかについて選別 する。条件に合致しない個人について、合理的に人員を配置し、個人所得税優遇政策の享受に向けて調整し、企業と個人が共に 優遇政策を享受できるよう最善を尽くす。
- 具体的かつ明確化された要件に対して、申請企業及び申請者は事前に実状を整理し、計画と段取りを整えて、よりスムーズな補助 金申請プロセスを確保する。例えば、企業が個人所得税を負担する場合、補助金は中国国内の個人口座にしか振り込むことができ ないため、企業は事前に該当個人と相談し、補助金を企業に返却するよう合意に達する必要がある。
- 各申請企業及び申請者は補助金申請書類の記入・提出に際し、厳しく検査し、虚偽申告により個人信用に影響を与えることを回 避しなければならない。

KPMGは、今後も引き続き粤港澳大湾区に関連する政策を注視しながら、適時関連政策の解説を提供いたします。粤港澳大湾区の 最新動向について、企業並びに個人の方々は何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: <u>lisa.h.li@kpmg.com</u> Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: <u>jie.xu@kpmg.com</u>

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: <u>zhewei.wang@kpmg.com</u>

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 杢田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198